

「鳥取県就農情報ポータルサイト」開設等業務委託仕様書

1 業務の名称

「鳥取県就農支援ポータルサイト」開設等業務（以下「本業務」）という。

2 本業務の概要

就農希望者、特に20代から40代の若者をターゲットとしてスマートフォンやタブレットでの閲覧を考慮したデザイン性・操作性を備えた就農ポータルサイトを新設し、本県農業の魅力や就農に係る支援策等の県内外への情報発信を強化する。

また、市町村や産地の就農に関する情報を一元的に収集できる利便性の高いサイトを運営することにより、就農者確保と本県農業の維持に寄与することを目的とする。

なお、本業務の種別はポータルサイトの制作、開設、管理、保守等とし、その詳細は「9 委託業務の実施内容」に掲げるとおりとする。

3 業務期間

本業務に関する業務期間は、契約締結日から令和13年3月31日までとする。

(1) 構築期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

ただし、サイト開設期限は令和8年10月31日までとし、同年11月1日から同月30日まではテスト期間とする。

(2) 運用・保守期間

令和8年12月1日から令和13年3月31日まで

4 納入物

- (1) 実施計画書
- (2) 要件定義書
- (3) 基本設計書
- (4) 詳細設計書
- (5) テスト計画書
- (6) テスト仕様書
- (7) テスト報告書
- (8) 各種管理者マニュアル
- (9) 運用保守計画
- (10) 議事録
- (11) 業務完了報告書
- (12) ソフトウェア

ソフトウェアは本ページが利用できるようサーバーに導入及び設定を行ったうえで納入すること。

(1) から (12) の納入物について、紙媒体及び電子データを電子媒体に格納のうえ、5の場所に納入すること。電子媒体は、CD-R 又は DVD-R とする。また、電子ファイルは、Microsoft 社の Word、Excel、PowerPoint 又は PDF (PDF ファイル内の文字検索が可能なこと。) のいずれかの形式で提出すること。

5 納入場所

鳥取県農林水産部農林水産局経営支援課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

6 業務処理責任者等の選任

契約の相手方（以下「受注者」）は、本業務の処理について業務処理責任者（1名）及び業務担当者（1名以上）を定め、契約締結後速やかに発注者に報告するものとする。

業務処理責任者は、業務担当者の業務の状況を常に把握し、必要な指揮監督を行うとともに、発注者と緊密な連絡を保つものとする。

なお、業務処理責任者及び業務担当者は、受注者の他の業務と兼任させることは差し支えない。

7 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

8 定期協議

- (1) スケジュールを含むプロジェクト管理の責務は、受注者が負うものとする。やむを得ず作業スケジュール等を変更する場合は、事前にお互い書面をもって協議することとする。
- (2) 受注者は、本業務の円滑かつ適正な遂行のため、業務開始時等、必要に応じて打ち合わせ協議を行うものとする。なお、開催頻度は発注者と受注者で協議して定める。
- (3) 会議・打ち合わせ議事録の作成義務は受注者にあり、発注者はそれを承認するものとする。

9 委託業務の実施内容

(1) 業務に当たっての留意事項

閲覧者のニーズに対応した良好な閲覧環境を確保するために次のとおり本ポータルサイトの開設、管理、保守等を行う。

ア IPA「安全なウェブサイトの作り方」を参考にし、全ページにSSL対応を行うとともに、本ポータルサイトに係るウイルス対策、不正アクセス、改ざん防止等についての情報セキュリティ対策を講じること。

イ サーバー及びドメインの使用等に要する経費は、受注者が負担すること。また、サーバーへアクセスするためのインターネット接続環境については受注者において整備すること。

(ア) ウェブサイトによる情報発信を終了する場合は、同サイト内で6か月前を目安にドメイン利用停止に関する案内（事前告知）を行うこと。

(イ) ウェブサイトによる情報発信終了後（ドメイン利用停止後）も1年以上ドメインを廃止することなく延長保有すること。

(ウ) 1年以上ドメインを延長保有した後の対応については、発注者に事前に協議すること。

ウ 総務省により策定された「みんなの公共サイト運用ガイドライン」の手順に基づき、JIS X 8341-3:2016の適合レベル AA に準拠すること。

(<https://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/202104/>)

エ 使用するソフトウェア等の適切な管理、更新作業を行い、常に最新の状態を保つこと。

オ サーバーの二重化、ハードディスクの二重化、無停電電源装置（UPS）の設置を行う等、不測の事態によるデータの滅失等を防ぐ対策を講じること。

カ 保守・運用時も含めて、ファイアウォール等による不正侵入防止、侵入検知及び改ざん検知対策を行うこと。

キ 保守・運用時において、次のとおり対応すること。また、これらを踏まえてシステム構築をすること。

(ア) 情報セキュリティに関する情報収集及び脆弱性確認を随時行い、できるだけ速やかにパッチをあてるなど、必要に応じた対策を行うこと。

(イ) アクセスログ及び各種通信ログを取得し、情報漏えい、不正アクセス等を監視すること。

(ウ) アクセスログ及び各種通信ログは、最低1年分を保持すること。

(エ) 情報セキュリティインシデントが発生した際には、被害拡大防止、原因特定等を行うこと。

(オ) 障害等への問い合わせに速やかに対応できるような体制を設けること。

ク アクセス権限を管理するためのパスワードは、初期設定のもの利用はしないこと。パスワードは、仮パスワードを含め、10文字以上で文字列は英大文字、英小文字、数字、記号の4種類のうち3種類以上を組み合わせたものが登録できることとすること。

ケ 本ポータルサイトは、パソコンの利用者のみならず、スマートフォンやタブレットの利用者等、様々な属性の利用者に広く利用されることを想定していることから、本ポータルサイトが対応するブラウザの範囲については、次のものを基本として、企画の中で想定する利用者層を踏まえて適切な範囲を設定すること。

(ア) スマートフォン

- ・Android 10.0以上のプリインストールブラウザ
- ・iOS 14以上のプリインストールブラウザ

(イ) パソコン・タブレット

- ・Firefox 最新版
- ・Google Chrome 最新版
- ・Microsoft Edge 最新版 (IE モードを含む。)

(2) 操作マニュアルの作成

本ポータルサイトの運用は、発注者及びその他職員が行うことから、ポータルサイトへの内容の登録、更新、削除等の操作方法について分かりやすい操作マニュアルを作成すること。

(3) ポータルサイトのシステムの設計・構築

次の点に留意し、ポータルサイトの設計・構築に係る一切の業務を行うものとする。

ア 就農希望者に向けた鳥取県内の情報を集約し、一元的な情報発信を行うポータルサイトを制作し、ポータルサイトのタイトル (キャッチフレーズ)、ロゴを提案すること。

イ ポータルサイトにはグローバルナビゲーションをヘッダー等に設置し、全ページに表示されるようにすること。

ウ 主なページの構成は別紙1のとおりとする。掲載する情報は現行ウェブページのものを参考にする。

エ ポータルサイトは、基本的に発注者が編集でき、その他農林水産部職員等は別紙1の各種情報詳細ページのみ編集できるものとする。最終的な公開については、発注者によるシステム上の承認により行うことができるよう公開に至る機能を付与すること。

オ ポータルサイトを編集する際には、ベーシック認証でログインを求められ、3回間違った場合、ロックがかけられるようにすること。

カ ポータルサイトの各ページにおいてログイン後、編集者が google アナリティクスによる閲覧数等の確認ができるようにすること。

キ ポータルサイトへのアクセス数の増加につながるよう SEO 対策を実施すること。

ク パソコン向けサイトはパソコンの標準的な回線速度において、スマートフォン向けサイトはスマートフォンの標準的な回線速度において、各ページが5秒程度で表示されるよう努力すること。また発注者から指摘があった場合は、表示速度を速めるよう努力すること。

ケ 利用者が閲覧したい情報を引き出せるよう検索システムを備えるものとする。

(4) コンテンツの制作・デザイン

ア ポータルサイト全体として、標準化・統一化され、利便性の良いページデザインであること。

イ 画像や動画を効果的に挿入し、閲覧者の興味や関心を引き、閲覧のリピーターが期待できるデザインとすること。

ウ コンテンツやデザイン等については、受注者が企画・制作するものとするが、適宜、発注者と協議を行いながら決定するものとする。

エ デザインの最終決定は発注者との協議の上で決定すること。

(5) ポータルサイトのイメージ

別紙2のとおりとする。

(6) サーバーの構築等

ア ポータルサイトの利用者とアクセス区分

	業務					属性
	保守	編集	公開の承認	アカウント発行	ポータルサイトの閲覧	
ウェブサイト管理者	○	○	○	○	○	運用保守受注者
発注者		○	○		○	発注者の職員等
その他職員		○			○	その他農林水産部職員等
一般利用者					○	不特定多数の利用者

イ 選定したサーバー及びドメインの使用等に要する経費、OS 等の必要なソフトウェアの経費は、受注者が負担する。また、サーバーへアクセスするためのインターネット接続環境については受注者において整備する。

ウ サーバー構築の際にはファイアウォールを設定し、不要な接続を遮断すること。

エ 選定したサーバーについては、適切なアップデートを随時行うこと。

オ ウイルス対策として、ウイルス対策ソフトを導入するとともに、ユーザーがアップロードしたファイルのウイルスチェックを行い、ウイルスが検知された場合には、発注者への通知や該当ファイルに対する対処を行うこと。

(7) 更新・コーディング

ア ポータルサイトの構成・企画、デザインは受注者が主に行う。

イ デザインデータは、PSD ファイルとすること。使用するフォントは発注者と協議すること。

ウ 委託期間中の更新作業を行うものとする。

エ 委託終了後におけるポータルサイトの更新は、発注者が容易に行えるものとする。

(8) 実施計画書の提出

ポータルサイトの開設までの間は、毎月の実施計画書（ポータルサイトの開設スケジュール等を記載したもの（様式任意））をあらかじめ提出すること。

(9) プロポーザル審査会からの附帯意見への対応、その他受注者が独自に提案した業務

プロポーザル審査会からの附帯意見及び対応方針については事業実施に当たって必ず反映すること。また、企画提案において提案した内容については、必ず実施すること。

10 調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して本業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

11 本業務の実施方法及び遂行体制

(1) 受注者は、本業務の遂行に当たり、十分な能力を持つ要員を従事させること。

(2) 発注者は、要員がその職務の執行について不相当と認めるときは、受注者に対しその変更を求めることができる。

(3) 受注者は発注者の指示に従い本業務を実施すること。

(4) 本業務に関わる細部の仕様等については、発注者と受注者の協議の上決定する。

12 作業場所の特定

- (1) 受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、作業場所を特定したことが分かる書類（任意様式）を発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、発注者に無断で（1）の作業場所以外での作業を行ってはならない。

13 機密情報の取扱い

- (1) 受注者及び受注者の使用人並びに発注者の承認を得て再委託された場合の再委託先及びそれらの使用人（以下「受注者等」という。）は、本業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次に掲げる情報については、特に定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。
 - ア 正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報で、情報の開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報
 - イ 受注者が機密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - ウ 公知のもの、又は発注者若しくは第三者から得た後、受注者の責めによらないで公知となった情報
- (3) 受注者は、受注者等が(1)及び(2)の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (4) (1)から(3)の規定は、この契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、この契約終了後もその効力を有する。
- (5) 機密情報の提供、返却等の授受については、22の(4)の規定を準用する。
- (6) 機密情報のうち個人情報に該当する情報については、29の規定が本規定に優先して適用されるものとする。

14 任意解除

- (1) 発注者は、15又は16の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- (2) 発注者は、(1)の規定により契約を解除する場合、契約解除の2か月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、その賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

15 催告による解除

- (1) 発注者は、受注者が次のアからエまでのいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - ア 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。
 - イ 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。
 - ウ 正当な理由なく、24の(1)の履行の追完がなされないとき。
 - エ アからウまでに掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- (2) 受注者は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

16 催告によらない解除

- (1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- ア 本業務の履行不能が明らかであるとき。
 - イ 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - ウ ア又はイに掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が15の(1)の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - エ 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条に違反する行為又は刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。
 - オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - カ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等(受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。)とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。
- (2) 受注者は、(1)の規定によりこの契約を解除された場合、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、この契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由による場合は、この限りでない。

17 解除の制限

15の(1)のアからエまで及び16の(1)のアからウまでの規定に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、15又は16の規定による契約の解除をすることができない。

18 賠償の予定

受注者が16の(1)のエに該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

19 完了報告書及び検査

- (1) 9のポータルサイトの開設に関し、受注者はポータルサイトの開設が完了した日又は令和8年10月31日のいずれか早い日から14日以内に業務完了報告書及び4の納入物品((7)を除く)を発注者に提出し、検査を受ける。
- (2) 9のポータルサイトの管理、保守等に関し、受注者は契約期間における各年度が終了したときは(年度途中において本業務の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)、事業年度終了後14日以

内に当該年度における業務完了報告書を発注者に提出し、検査を受ける。令和8年度のみ業務完了報告書とともに4の納入物品(7)を提出する。

- (3) 発注者は、(1)及び(2)の規定による業務完了報告書を受理したときは、受理した日から10日以内にその内容を検査し、適正と認めたときはその旨を受注者に通知する。

20 委託料の支払

- (1) 受注者は19の(3)の通知を受理した後、発注者に対して委託料を請求するものとする。
- (2) 発注者は、(1)に規定する正当な請求を受けたときは、19の(3)の検査を行った結果、合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。
- (3) 発注者が正当な理由なく(2)に規定する支払期限までに支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を甲に請求することができる。

21 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

22 資料提供

- (1) 受注者から発注者に対し、本業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、発注者と受注者が協議の上、発注者は受注者に対し、無償でこれらの提供を行う。
- (2) 受注者は、発注者から提供された本業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもって管理し、保管し、かつ、本業務以外の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、本業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、又は資料等が本業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。
- (4) 発注者及び受注者は、前各号における資料等の提供、返還その他処置等について、書面をもってこれを行うものとする。

23 著作権

- (1) 本業務の履行過程で生じた納入物に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に複製し、公表し、貸与し及び使用してはならない。
- (2) 受注者は、所有権及び著作権、肖像権を次の各号に従って処理する。
- ア 制作物は他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- イ 本業務に関する所有権及び著作権は、全て発注者に帰属すること。ただし、受注者が従来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利(以下「権利留保物」という。)は、受注者に留保され、この場合、発注者は権利留保物を非独占的に使用できる。
- ウ 使用する写真の被写体が人物の場合、肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (3) 当該コンテンツが、第三者の著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合その他受注者の責めに帰する事由により原著作物の著作者等と発注者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受注者が負う。

24 追完請求権

- (1) 発注者は、成果物の引渡しを受けた後において、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当の期間を定めて発注者の指示した方法により無償で成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- (2) (1)の規定により発注者が相当の期間を定めて履行の追完を請求し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- (3) (1)及び(2)の規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及び契約の解除を妨げるものではない。

25 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

26 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

27 守秘事項等

- (1) 本業務における成果物（中間成果物を含む。）については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) (1)及び(2)の規定は、本業務が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

28 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が再委託する年度の業務委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合

29 個人情報の保護

- (1) 受注者は、受託業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」（以下「特記事項」という。）を遵守しなければならない
- (2) 受注者は、28の規定により受託業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受注者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

30 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起又は調停（甲乙協議の上選任される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

ただし、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第6条第1項に規定する場合については、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

31 その他

本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

別紙1

コンテンツの表示方法やページ名等については設計段階で受注者が提案すること。

○印はグローバルナビゲーションのメニュー

各ページに必要なコンテンツ	コンテンツ等詳細
○トップページ	
新着情報	各種研修情報、相談会・体験会情報、お知らせ等をタブやハッシュタグ等で分けて表示
イベントカレンダー	各種研修情報、相談会・体験会情報など登録したイベントについてカレンダー形式で表示
あなたの目指す農業は	イラスト等であなたの目指す農業のページへリンク
関係機関等へのリンク	バナーの設置、または文字でリンクできるようにすること。
あなたの目指す農業は	
	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめてみませんかあなたの農業」のパンフレット2ページと同等の内容とする。 ・独立して農業を始める場合は「就農までのながれ」ページへのリンク。 ・雇用就農の場合は雇用情報にリンク。
○就農までの流れ	
就農までの流れの紹介 各項目から詳細ページへリンク	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめてみませんかあなたの農業」のパンフレットを参考に就農までの流れを紹介する。
○鳥取の農業を知る	
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県農業の概要 ・鳥取県の主な農産物の産地を記載した地図 ・支援施策へのリンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在のHP「鳥取県を知る」と同等の内容。 ・「はじめてみませんかあなたの農業」9ページを参考に地図を作成 ・主要な農産物についてのページへリンク。 ・鳥取県の地域についてページへリンク。 ・就農支援施策・既存のHPへリンク
就農適正診断	
<ul style="list-style-type: none"> ・就農準備についての説明 ・就農準備チェックシート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「はじめてみませんかあなたの農業」10ページを参考に。 ・チェックした項目を簡単にPDFでダウンロードや印刷できるように。
鳥取県の主な農産物	
<ul style="list-style-type: none"> ・農産物の写真又はイラストを配置 	写真イラストをクリックするとそれぞれの詳細ページを表示
鳥取県市町村紹介	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の地図 ・各市町村の一覧 	各市町村をクリックすると各市町村の詳細ページを表示
各市町村詳細ページ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村の場所がわかる地図 ・各市町の概要や写真(可能であれば随時編集可能にすること) ・各市町のURLへのリンク(随時編集可能な仕様にする)
○雇用で働く	
<ul style="list-style-type: none"> ・雇用就農についての概要 ・求人情報一覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用就農、アグリチャレンジ研修、デイワークについて概要を記載し、必要に応じて関連既存HPへのリンクを貼る。 ・求人情報一覧を掲載し、各情報詳細ページへリンク
○就農相談窓口	
<ul style="list-style-type: none"> ・就農相談についての概要 ・就農相談に係る窓口一覧 	<ul style="list-style-type: none"> ・就農相談についての概要を記載する。
○お問い合わせ・就農相談	
お問い合わせフォーム	<ul style="list-style-type: none"> ・お問い合わせフォームを掲載する。 ・お問い合わせ内容(問い合わせ、資料請求、就農相談予約、就農相談、その他)をラジオボタン等で選択する。 ・内容に合わせたタイトルにし、設定したメールアドレスへ送信する。
就農者インタビュー	
インタビュー一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・写真をクリックすることで、各インタビュー詳細ページを表示
体験会・研修会	
体験会・研修会一覧	<ul style="list-style-type: none"> ・体験会の概要 ・一覧 ・体験会、おためし就農、本格研修について登録タグに基づきタブ等で分けて表示
各種研修情報	
<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修についての紹介 ・アグリチャレンジ研修 ・スキルアップ研修 ・アグリスタート研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの研修についての概要を記載 ・アグリチャレンジ研修、スキルアップ研修;既存のHPにリンク ・アグリスタート研修;既存のHPにリンク
各種情報詳細ページ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・体験会情報、研修情報、イベント情報、産地情報、生産者・就農者インタビューなどの詳細表示、随時登録編集できるページを設ける。 ・表示できる項目をカスタマイズできると望ましい。 ・表示、非表示を選択可能であること。 ・リンクが複数はれる仕様にする。

別紙2 サイトのイメージ

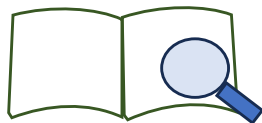
固定

ページタイトル



グローバルナビゲーションをヘッダーに表示

あなたの目指す農業は
まずはココカラ⇒



新着情報

相談会
体験会

研修会

お知らせ

ちらし

○月○日産地体験
会開催します！

ちらし

○月○日産地体験
会開催します！

ちらし

○月○日産地体験
会開催します！

ちらし

○月○日産地体験
会開催します！

ちらし

○月○日産地体験
会開催します！

ちらし

○月○日産地体験
会開催します！

イベントカレンダー

2026年2月

(表示月)

先月へ

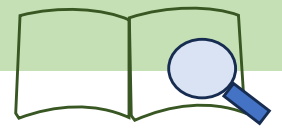
翌月へ

日	曜日	内容
1	(日)	
2	(月)	
3	(火)	
4	(水)	
5	(木)	
6	(金)	
7	(土)	
8	(日)	
9	(月)	
10	(火)	
11	(水)	建国記念の日
12	(木)	
13	(金)	
14	(土)	
15	(日)	

日	曜日	内容
16	(月)	
17	(火)	
18	(水)	
19	(木)	
20	(金)	
21	(土)	
22	(日)	
23	(月)	天皇誕生日
24	(火)	
25	(水)	
26	(木)	
27	(金)	
28	(土)	

関係機関へのリンク

あなたの目指す農業は



どんな目指す農業はどのようなものですか？

・クリックすると相談できるサイトへ誘導

	あなたの希望	対応方向
田舎暮らし・農の体験暮らし	田舎暮らしを希望している。 (農業は家庭菜園程度)	自分の希望を踏まえ、定住地を検討。 田舎暮らし体験などに参加。
	農業に関心があるが、全く経験がなく、 まずは農作業を体験したい。	市民農園(貸し農園)などを借りる。 農業体験・イベント等に参加。
独立して農業を始める	農業を始めるための情報や基礎知識を得たい。	
	農業を始めるため、資金確保、農地取得、 技術習得、住宅確保などを具体的に進めたい。 将来、農業経営をしたいが、技術や資金が乏しく、 現在の生活を維持しながら、技術を学びたい。	就農相談窓口で相談しながら就農を目指す。 国、県、市町村の支援措置活用の可能性を検討。
農業法人に就職	農業法人で研修、就職し、農業技術の習得、 自分の適性の確認がしたい。	農業法人で研修を受ける。
	農業法人に就職したい。 就職について、全体的な話が聞きたい。	農業法人に就職する。

・定住機構 (外部)

・体験会のページ
・就農相談

・適性診断 (↓)
・就農までの流れ

・雇用就農

すきま時間にバイトしたい

就農までの流れ

概要を記載、詳細は詳細ページに誘導

1. まずは情報収集をしよう！

- ➡ 鳥取の農業を知る
- ➡ インタビュー一覧



2. 就農相談してみよう！

- ➡ 相談窓口一覧



3. お試し体験

おためし体験してみよう

- ➡ 体験会・
研修会情報一覧



4. 事前研修

本格研修前に1か月程度の研修



5. 本格研修

1～2年研修

- ➡ 体験会・
研修会情報一覧



5. 就農

鳥取の農業を知る

鳥取県は・・・



- 鳥取県は、中国地方の北東部に位置し、東西約120 km、南北約20～50 kmと、東西にやや細長い県です。北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が連なっています。山地の多い地形ながら、三つの河川の流域に平野が形成され、それぞれ鳥取市、倉吉市、米子市が流域の中心都市として発達しています。
- 気候は比較的温暖で、春から秋は好天が多く、冬には降雪もあるなど、四季の移り変わりは鮮やかです。また、台風などの自然災害が少なく、気候条件に恵まれています。

鳥取の立地や概要などについて紹介

鳥取県の農林水産業



- 鳥取県の農業は、米、野菜、果実、畜産がバランスよく営まれ、全国有数の農業県として、新鮮で良質な農産物を各地へ供給しています。特に、本県特産の二十世紀梨は、先人たちの努力により、日本一の産地が形成され、海外にも広く輸出されています。また、海岸線に広がる砂丘地帯では、ラッキョウ、長イモ、白ネギなどが栽培され、大山山麓の肥沃な黒ぼく地帯では、スイカをはじめ、ブロッコリーなどの野菜が栽培されるなど、地域の特性を生かした農業が行われています。

鳥取県の特産物の主な産地

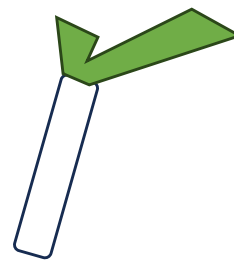
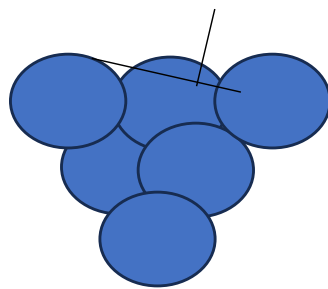
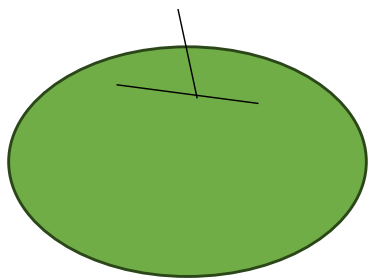


各産地の生産者募集情報は[コチラ](#)

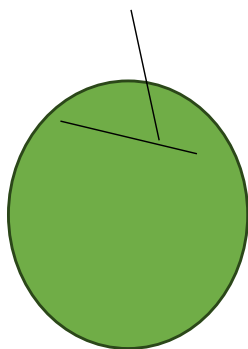
- ・ 鳥取の主な農産物について (リンク)
- ・ 地域ごとの紹介 (リンク)

- ・ 鳥取県の支援施策 (既存HPへのリンク)

鳥取県の主な農産物



主要な農産物についてイラスト
もしくは写真をクリックすると、
詳細情報を表示



作型

経営指標

就農者インタビュー

写真

写真

写真

〇〇さん

〇〇さん

〇〇さん

関連イベント情報

ちらし

ちらし

〇月〇日産地体験
会開催します！

〇月〇日産地体験
会開催します！

関連産地

写真

写真

〇〇生産組合

〇〇生産組合

詳細情報ではその作物に関連するインタビュー
やイベント、産地情報について表示

鳥取の地域紹介

鳥取県の特産物の主な産地



各産地の生産者募集情報は[コチラ](#)

〇〇市

概要

支援施策等紹介HP

<https://www~~~~>

関連産地等...

ちらし

〇月〇日産地体験
会開催します！

ちらし

〇月〇日産地体験
会開催します！

ちらし

〇月〇日産地体験
会開催します！

ちらし

〇月〇日産地体験
会開催します！

ちらし

〇月〇日産地体験
会開催します！

ちらし

〇月〇日産地体験
会開催します！

雇用で働く

無料職業紹介（求人情報）

農林漁業に関する求人情報について

- 無料職業紹介は、職を探している方と働く人を探している事務所の仲介を無料で行います。
- 農林水産部では、県内の農林漁業を行う事業主へ就業を希望する方への無料職業紹介を行っています。
※漁業については、[船員職業安定法（外部サイト）](#)の適用を受けるものを除きます。

▶[求人情報一覧\(pdf:144KB\)](#)

※掲載している求人への応募及び質問は、直接各事業所へ御連絡ください。

【求人票】

_____ 会社
_____ 会社
_____ センター
_____ センター

（上図は現在のHP掲載中の体裁）

- ・タグ等で部門がわかるように表示する
タグ例：水稲、野菜、果樹、畜産、その他

就農相談

- 迷っている人
- 就農先が決まっている

- 相談会に参加したい
- 産地体験会に参加したい
- 研修を受けてみたい

- 就農相談窓口一覧



体験会、研修会情報へリンク

就農者インタビュー

写真

写真

写真

写真

.....○○さん

○○さん

○○さん

○○さん

写真クリックでそれぞれの詳細ページへ

Uターン就農でスイカを栽培、○○さん(○○町)

写真

- 出身地
- 年齢
- 作目
- 経営面積

- 説明文
- ○○で○○を栽培しています!
- 関連産地リンク

体験会・研修会

- まずは体験会に参加してみましよう！
- おためし就農：本格研修が始まる前の研修
-

一覧 #体験会 #おためし就農 #本格研修

ちらし ○月○日産地体験 会開催します！ #体験会	ちらし ○月○日産地体験 会開催します！ #おためし就農	ちらし ○月○日産地体験 会開催します！ #本格研修	ちらし ○月○日産地体験 会開催します！
ちらし ○月○日産地体験 会開催します！	ちらし ○月○日産地体験 会開催します！	ちらし ○月○日産地体験 会開催します！	ちらし ○月○日産地体験 会開催します！

各種研修情報

各種研修についての紹介

- ・ アグリチャレンジ研修
- ・ スキルアップ研修
- ・ アグリスタート研修

概要を説明したうえで外部の既存HPへリンク

各種情報（研修・体験会・産地）

タイトル:〇〇生産組合！



- 説明文
- 〇〇で〇〇を栽培しています！

チラシ

- SNSへのリンク

タイトル:〇月〇日体験会開催！



- 説明文
- 〇〇体験会開催！
- 〇月〇日メ切

チラシ

- リンク